

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知について

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされたところ、その取扱いについては下記のとおり措置されたい。

記

1. 対象工事

全ての建設工事とする。

2. 落札者が実施する内容

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

3. 通知方法

通知は、落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別添の様式による通知書を提出し、契約担当官等がそれを受領することにより行うものとする。

附 則

この通知は、令和6年12月13日以降に請負契約を締結する工事から適用する。